平成２７年（フ）第１２２５号
大阪府茨木市南耳原２丁目４番30号
債務者　髙草　信三
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４０号
大阪府豊中市夕日丘３丁目10番18―206号
債務者　石川　順子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２６０号
大阪市港区池島１丁目３番17号
債務者　天野亜起子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６２号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目12番地の１２―103
債務者　中島　和俊
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６３号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目12番地の１２―103
債務者　中島眞砂子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３９７号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―1319号
債務者　平松　和子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０６号
大阪市浪速区桜川２丁目５番29号　昭和ビル302号
債務者　西川　金也
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４１３号
大阪市西成区千本中１丁目４番10―203号
債務者　古城　信二
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４１号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番３―601号
債務者　多田　　努
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７２号
大阪市此花区伝法２丁目３番21号エクシードベレーサ202号、前住所大阪市港区弁天５丁目15番25―602号
債務者　末吉　　亨
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７３号
大阪市此花区伝法２丁目３番21号エクシードベレーサ202号、前住所大阪市港区弁天５丁目15番25―602号
債務者　末吉　有紀（旧姓只友）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５３７号
大阪府東大阪市永和２丁目５番11号　新橋本荘３号、前住所大阪府東大阪市永和２丁目５番12号　橋本荘213号
債務者　村上　　護
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７７号
大阪市淀川区西三国１丁目28番９号　フォレストコート一番館306号、前住所大阪市淀川区西三国１丁目29番２―302号
債務者　桝野　雅人
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８９号
大阪府守口市東光町１丁目15番23―201号
債務者　松根　重雄
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６０８号
大阪市東成区東中本３丁目10番25号
債務者　駒津　眞三
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３８号
大阪府茨木市藤の里１丁目10番16号藤の里ハイツ306号、前住所大阪府茨木市宇野辺１丁目５番25号北野文化Ａ棟202号
債務者　甲斐　　香
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７００号
大阪市東淀川区豊里６丁目１番26号
債務者　西川　誠一
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部